

個人向け外貨普通預金商品説明 (2023年8月1日現在適用中)

項目	内容
1 商品名	○個人向け外貨普通預金
2 期間	○期間の定めはありません。
3 ご利用いただける方	○個人のお客さま (日本国内に居住する成年の方に限ります。また、お手続きはご本人さまに限らせていただきます。)
4 取扱通貨	○ブラジルリアル
5 発行形態	○ステートメント方式(通帳、証書は発行いたしません。)
6 届出印鑑	○共通印鑑としてお届けの印鑑をもって届出印鑑とさせていただきます。
7 お取引方法	○お取引は、店頭でお申し込みいただけます。 ※インターネットバンキングによるお取引はできません。
8 取引日・時間	○日本の銀行営業日で、10:30 から 14:30 までのお取引となります。 ※外国為替市場、利率決定等の都合上、取引時間がさらに制限されることがあります。 ※外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等には、お取引に応じられないことがあります。
9 預入方法 (1)最低預入金額 (2)預入単位 (3)預入方法	○1リアルセント ○1リアルセント単位 ○当行にあるお客さまご本人名義のブラジルリアル建て個人向け外貨定期預金の満期金等(外貨元利金)の受取指定等によりお預け入れいただけます。 異なる通貨(円、米ドル等)からのお預け入れはできません。
10 解約・払戻し	○随時、払戻し。 ※払戻しは、当行にあるお客さまご本人名義のブラジルリアル建て個人向け外貨定期預金口座、もしくは円の普通預金口座への振替により行います。
11 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	○当行所定の利率(変動金利。マーケット環境等により随時見直しを行います。) ※適用利率は、店頭またはあおぞらホームコールまでお問い合わせください。 ○毎年2月と8月の当行所定の日利息決算を行い、その翌日に預金残高に組入れます。(口座解約の場合は、解約日に支払います。) ○毎日の最終残高について付利単位を1リアルセント単位とした1年を365日とする日割計算。

項目	内容
12 税金について	<p>○利息は、利子所得の20%(国税15%、地方税5%)が源泉徴収されます。 なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息に対しては、復興特別所得税が付加され、その利息計算期間の開始日にかかわらず、その利息計算期間の全期間にわたり、利子所得の20.315%(国税15.315%(*)、地方税5%)が源泉徴収されます。(2012年12月31日以前よりお預けいただいている預金の利息についても、一律に復興特別所得税の対象となります。) (*)復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$</p> <p>○マル優の適用は受けられません。</p> <p>○為替差益は、「雑所得」として総合課税の対象となり、一定の場合を除き確定申告が必要です。為替差損は、他の黒字の「雑所得」から控除することができます。他の所得区分との損益通算はできません。</p>
13 手数料、適用外国為替相場	<p>○レアルを円に交換する際(お引き出し時)には、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。 ※ブラジルレアル建て個人向け外貨普通預金預入時の円からレアルへの交換は行っておりません。当行がやむを得ないものと認めて極めて例外的に円からレアルへの交換に応じる場合には、為替手数料を含んだ当行所定のTTSレートを適用します。</p> <p>○TTS、TTB各レートに含まれる為替手数料は、片道1レアルあたり1円(往復で2円)です。</p> <p>○当行では次の各場合に応じ、それぞれ当該各場合に定める為替レートのTTSレート、TTBレートを適用します。 【1回の取引金額が10万レアル未満の場合】 公表レート(取引日の当行所定の時間に当行所定の方法により公表します。) ※市場実勢レートが公表レートから当行が定める水準以上乖離した場合、公表レートにかかわらず、当行が合理的に決定・変更した為替レートのTTSレートまたはTTBレートを適用します。 ※個人向け外貨普通預金口座の解約を伴う円普通預金への振替については、元金額が10万レアル未満で解約利息を含むと10万レアル以上になった場合でも、為替手数料を含んだ当行所定のTTBレートを適用します。 【1回の取引金額が10万レアル以上の場合】 市場実勢レート ※外国為替相場の急激な変動等により適用為替レートを変更する場合、一時的にお取引に応じられないことがあります。</p>
14 為替変動リスク(元本割れリスク)	<p>○外国為替相場の動向等によっては、為替差損が生じ、解約・払戻し時の受取金額(円貨換算額)が預入時の払込金額(円貨換算額)を下回り、大きく元本割れとなる場合があります。また、仮に外国為替相場に全く変動がない場合でも、上記為替手数料がお客さまのご負担となるため、元本割れが生じることがあります。</p> <p>○ブラジルレアルは、エマージング国(新興国)通貨です。エマージング国通貨は、先進国通貨である米ドル・日本円等と比べて、一般的に外国為替市場での取引量が少なく、通貨の流動性が低いため、為替変動のリスクが大きくなります。また、経済環境・政情・規制の変化などの事情等による予期せぬ大幅な相場変動や市場の停止など、先進国通貨よりも相対的に大きなリスクが内在します。</p>
15 信用リスク	<p>○万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、お客さまに損失が発生する可能性があります。</p>
16 預金保険	<p>○預金保険の対象ではありません。</p>
17 付加できる特約事項	<p>○該当ありません。</p>

項目	内容
18 当行が契約している指定紛争解決機関 (注)	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
19 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	○なし
20 外貨送金にかかるご留意事項	○他金融機関から当行への外貨送金、当行から他金融機関への外貨送金は、ともにお取扱いできません。
21 その他	○外貨現金およびトラベラーズ・チェックのお取扱いはしていません。 ○お申し込み受付後の取引条件・内容について、変更または取消しはできません。 ○為替予約はできません。 ○法人のお客さま向けにご提供している外貨預金とは、商品性やサービス内容が異なりますのでご注意ください。

(注)

金融ADR制度について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、金融ADR制度(*)の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

(*)金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。